

川根本町分別収集計画

計画期間：令和5年度～令和9年度

1 計画策定の意義

快適でうるおいある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会により物質循環の環が形成できず、健全な物質の循環を阻害することとなっている。今後は、省資源・省エネルギーに努め、ごみの排出抑制と循環を基本とした社会経済システムを構築することが課題である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で排出される容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減、ごみの減量を図る目的で、町民・事業者・行政の役割それぞれの役割を明確にし、一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量化や最終処分場の延命化、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られることを目的とする。

2 基本的方向

- (1) 容器包装廃棄物の3Rを基本とした循環型社会の構築
- (2) 「協働」によるごみ減量・資源化の取組の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイ）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	125 t	123 t	123 t	123 t	117 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の事業を実施する。なお、実施に際しては、町民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- ・川根本町廃棄物減量等推進協議会
町議会議員、学識経験者等で組織し、ごみ減量と資源化の促進及びごみ問題について協議する。
- ・川根本町廃棄物減量等推進員
ごみの減量化・資源化の推進を図ることを目的とし、各地域に「川根本町廃棄物減量等推進員」を委嘱している。ごみの減量化・資源化に関して地域に根付いた意見や提案を頂き、町民と密な連携を取り、きめ細やかなごみの減量化・資源化の対策を講じていく。
- ・資源集団回収の促進
最近の傾向として資源集団回収量が増加しているが、川根本町廃棄物減量等推進員などに協力を仰ぎ、また集団回収するリサイクル事業に対し補助金を交付し、ごみの再資源化や減量化を推進する。
- ・3Rに対する意識の啓発
ごみの発生抑制・再使用・再利用の必要性・重要性について広報や学校教育等を通じて周知を図り、地域住民の意識の高揚を図る。また、ごみの排出量や処理状況について広報やホームページなどに掲載し、地域住民が継続してごみに対して意識できるよう努める。
- ・レジ袋の削減
町内店舗等にレジ袋の無料配布の中止を要請し、また地域住民に対してもエコバックの利用や必要以上のレジ袋を受け取らないなど呼びかけを行い、レジ袋の削減し、過剰包装の抑制を図る。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶						
主として ガラス製の容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="border: none;">┌───</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├───</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌───	無色のガラス製容器	├───	茶色のガラス製容器	└───	その他のガラス製容器	ガラスびん
┌───	無色のガラス製容器						
├───	茶色のガラス製容器						
└───	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック						
主として段ボール製の容器	段ボール						

主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)

8 各年度に得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	8 t		8 t		8 t		8 t		8 t	
主としてアルミ製の容器	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
無色のガラス製の容器	(合計) 19 t		(合計) 18 t		(合計) 18 t		(合計) 18 t		(合計) 18 t	
	(引渡額) 0 t	(独自処理量) 19 t	(引渡額) 0 t	(独自処理量) 18 t						
茶色のガラス製の容器	(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 12 t	
	(引渡額) 0 t	(独自処理量) 13 t	(引渡額) 0 t	(独自処理量) 12 t						
その他のガラス製の容器	(合計) 11 t		(合計) 11 t		(合計) 11 t		(合計) 11 t		(合計) 10 t	
	(引渡額) 0 t	(独自処理量) 11 t	(引渡額) 0 t	(独自処理量) 10 t						
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.9 t									

主として段ボール製の容器	52 t		51 t		51 t		50 t		49 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t									
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 15 t		(合計) 15 t		(合計) 15 t		(合計) 15 t		(合計) 14 t	
	(引渡) 15 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 14 t	(独自処理) 0 t						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3 t									
	(引渡) 0 t	(独自処理) 3 t								
うち白色トレイ	(合計) 0 t									
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

川根本町一般廃棄物処理基本計画書に準じて処理する為、処理基本計画書で算出した見込み量を採用。

過去排出実績より、ごみ種類別の1人1日あたりの排出量を算出。この値に当該年度の将来人口を乗じ、ごみ排出見込み量とした。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
6,358人 (対前年度対比)	6,340人 (対前年度対比)	6,323人 (対前年度対比)	6,207人 (対前年度対比)	6,091人 (対前年度対比)
99.71%	99.71%	99.73%	98.16%	98.13%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や小中学校P T A等の団体による集団回収が進んでいる。アルミ缶、紙パック、びん類等については、引き続き集団回収の促進により資源化を図る。

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別基準適合物については、民間の業者へ搬送している。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民で構成されている廃棄物減量等推進協議会及び廃棄物減量等推進員を有効活用し、町民の分別収集に対する意識の向上を図る。